

Q&A

皆さんから寄せられたご質問への回答です。

番号	分野	意見・質問	回答
1 1	市民活動団体 活動内容	環境衛生協議会の活動、例えばクリーン作戦や公募の親子を対象としたふれあいハイキング、研修等は適用になりますか？	環境衛生協議会は、地域での環境衛生活動など公益活動に無報酬で取り組まれている市民活動団体です。会が主催する計画的な活動は保険の対象となります。クリーン作戦など奉仕性の高い活動については活動参加者全体が対象となります。ただし、会が主催しているふれあいハイキングなどについては、準備・運営をされる役員・ボランティアの方が対象であり公募による参加者は対象ではありません。研修会は、環境衛生活動を担うための研修活動ならば対象となります。
1 2	市民活動団体 活動内容	観光コンベンション協会の観光ボランティアの養成講座に参加し、その修了生で観光ボランティアの連絡会をつくっている。ここに登録するボランティアが後楽園等で観光案内を行ったり、PR活動をしているが対象となるか。また協会から依頼して団体の観光案内にあたってもらうこともあるが対象となるか。	岡山市観光コンベンション協会は、市の外郭団であり、外郭団体が実施する具体的なボランティア活動のための養成講座は対象となります。観光ボランティアの連絡会が、会則を持ち、岡山市の観光振興を目的とした公益的な活動を計画的に実施している団体であるならば市民活動団体といえ、本保険制度の対象となる団体です。この団体の一員として計画的に活動をされているのならばその活動者は対象といえます。また協会からの依頼についても同様です。むろん無報酬を前提としています。
1 3	市民活動団体	岡山市が認定した里親の人たちの任意団体（岡山市里親会）は、要保護児童の福祉向上を目的に、養育術向上を目的とした研修会や、里親同士の情報交換会、里子を含めて海水浴等の行事を定期的におこなっています。会の財源は、会員の会費、行事によっては（研修会など）市からの補助があり、役員が無報酬で企画等をおこなっており報酬は発生していません。 （1）この団体の活動も対象となりますか。研修会・行事・懇親会（忘年会・新年会）等ありますが、「社会福祉活動」と考えられる範囲が対象でしょうか。	（1）お聞きする限りで市民活動団体にあたる考えられます。事故があった場合に、当該団体が市民活動団体であるかどうかを判断するために会の規約等と事業計画書を提出していただき、代表者の証明印をいただくこととしていますので、規約や事業計画書がつけられているかどうかの確認をしておいていただくと安心です。 （1）里親会の活動の中で社会福祉活動等と考えられる活動が対象となりますので、例示されている中でいえば、「懇親会」は対象外となると思いますが、「行事」や「研修会」についてはその内容で判断することになりますので、個別の事例をお教えください。 （2）事前の登録は不要です。
1 4	市民活動団体	職場で毎朝有志で会社の周辺の清掃をしているが、対象となるか。	職場行事として実施するもので、自主的・自発的な市民活動団体とはいえ、対象外となります。
1 5	市民活動団体	「明るい選挙推進協議会」で、駅前で啓発チラシを配ねなどの活動は対象となるか？	対象となる市民活動団体です。無償で実施されているものなら対象となると考えます。
1 6	市民活動団体	高潮台風などで、自主的に個人や地元業者が重機を出して地域の浸水対策に使ったときに、塩害で故障した場合は対象となるか。	対象となりません。個人的なボランティア活動であり、本制度が対象としている市民活動団体での活動とはいえないこと、また天災時の現地ボランティアであり危険度の高いものと考えられるので対象となりません。
1 7	市民活動団体	児童クラブの指導員は報酬がでているので対象外だと思うが、クラブの事業主体である運営委員会は地域住民で組織された無報酬の活動である。運営委員として行った活動は対象となるか。	児童クラブの運営委員会は、計画的に市民活動を行う市民活動団体であり、無報酬の運営委員さんが行う計画的な活動は本保険制度の対象となります。
1 8	市民活動団体	赤十字奉仕団員が社費の集金をしている時にケガをした場合は対象になるのか。	日本赤十字奉仕団は計画的、継続的なボランティア活動であり、御津奉仕団並びに岡山市奉仕団が、岡山市内に活動拠点を置く市民活動団体であり本保険制度の対象となる団体と考えます。この奉仕団の計画的なボランティア活動中の事故については保険の適用となります。しかし日本赤十字社自体は全国的な社会公益団体ですが、本保険制度が定義する市民活動団体には当たらず、赤十字社の活動は市民活動とはいえません。社費の集金については、奉仕団の活動であるのか、赤十字社の活動であるのか判別しがたく活動内容自体は赤十字社の活動として対象外となる可能性大であると考えます。
1 9	市民活動団体	民生委員が加入しているボランティア活動保険、公務災害との保険関係	民生委員は無報酬のボランティア活動ですが、その活動中の事故に関しては公務災害の対象となる場合のある特別職公務員です。本保険制度は公務災害、労務災害の対象となる事故は対象としていないため、民生委員として公務災害の対象となる事故の場合には対象となりません。しかし、民生委員児童委員協議会は会自体は本保険制度の対象となる市民活動団体であるので、会として計画的に実施した活動中の事故について、公務災害の適用をうけない場合は本保険制度の対象となります。

1	10	市民活動団体	社会福祉協議会支部の活動、研修等の保険適用の有無	支部・地区社会福祉協議会は地域内の住民組織で構成し、地域住民の自主的な福祉コミュニティ組織であり、本保険制度の対象となる市民活動団体です。その活動については、公益性、無償性、計画性など要件に該当する場合は本保険制度の対象となります。活動のための役員会や研修会もその対象となります。また、岡山市社会福祉協議会は社会福祉法人ですが、岡山市が継続的に財政的な関与をし、且つ市政との密接な関係を有する法人であり、市の外郭団体にあたるため、本保険制度の対象となる団体です。市社会福祉協議会の主催するボランティア活動等も本制度の対象となります。
1	11	市民活動団体	連合町内会活動の保険適用の有無	町内会並びに連合町内会もいずれも岡山市に活動の本拠地を置き、市民により自主的に構成され、公益を担う活動を計画的に行っている団体であり、ともに本保険制度の対象となります。
1	12	市民活動団体	放課後子ども教室等の活動は対象となるか。	放課後子ども教室は地域の方たちで自主的に組織された実行委員会が母体となって計画的に子どもの健全育成のために実施されている活動であり、市民活動団体の活動として対象になると考えます。ただし、無報酬の活動であることが原則で、実費の弁済もしくは、1日3000円以内の報酬であることが必要ですのでご注意ください。
1	13	市民活動団体	石油商業組合、旅館ホテル組合、料飲業組合など企業の組合は当該制度の対象か。上記の団体が清掃活動に参加し、その様子を自社HPや広報紙に掲載すると、会社行事とみなして対象外となるか。	例示のような企業の組合は、市民活動団体とはいえません。例示の団体が町内など市民活動団体の主催する清掃活動に参加した場合はその町内の清掃活動参加者として登録されているのならば基本的には対象となります。ただし、企業のPRや販売活動が目的ならば対象外となります。活動参加の様子を広報紙にのせたからといって即宣伝活動とはいえない面もあります。個別に検討が必要です。
1	14	市民活動団体	市のエコボランティアに登録し、地域で環境保全活動に従事している団体は対象となるか。また学校のクラブ活動が登録している場合はどうか。	エコボランティア活動は公益的活動であり、その活動が計画的に行なわれており、自主的・自発的に組織された団体であるならば、本制度の対象となる市民活動団体といえます。学校のクラブそのものは学校管理下の活動であり、市民活動団体とはいえません。しかし、学校管理下以外でも地域での活動が展開されているとお聞きしており岡山市に登録しているエコボランティア団体であり、エコボランティア活動であることを市の担当課が証明していただくことで対象となります。
1	15	市民活動団体	事前登録が不要ということですが、岡山市内の活動団体がすべて認められるのですか。	岡山市内に活動の本拠地があり、市民により自主的に組織され、計画的に市民活動を行っている市民活動団体は対象となります。事故報告とともに、該当する市民活動団体であるかどうかを確認できる資料の添付を求めます。また計画的に実施された活動であることがわかる資料の添付をもとめて判断します。
1	16	市民活動団体	愛護委員会等が行っている公園の管理・作業(清掃・草刈等)は対象となるか。	愛護委員会も市民活動団体として対象となります。岡山市から年間いくらかの報奨金が団体に対して支払われていることと思いますが、その報奨金から、個人に1日3000円を越えて謝礼が支払われていたら対象外となります。報奨金が掃除道具を購入したり等、公益のために使われ、個人への支払がされていないならば対象となります。
1	17	市民活動団体	「計画的に市民活動を行う市民活動団体」とはどんな活動団体が有るのか。又すべての活動(突発事象も)計画書と活動者名簿を前もって提出が必要か。	町内会、子ども会、婦人会、愛育委員会、のようなコミュニティ組織や、読み聞かせや点訳ボランティアなどのボランティアグループ、環境保全や地域おこし、教育・文化・スポーツ振興も国際交流などなどに取り組む市民グループ、NPO法人など、様々な団体が考えられます。こうした公益的活動を年間計画をもって取り組まれている団体を言います。こうした市民活動団体が実施する計画的な公益的活動で、報酬を受けないで活動する活動者が対象となります。
1	18	市民活動団体	水害防止組合の活動は対象となるか	水害予防法により組織された水害予防組合のことではないかと推察します。岡山県内には現在法指定の水害予防組合は存在しないとお聞きしていますが、個別具体的にどのような団体であるかお知らせいただければ検討させていただきます。
1	19	市民活動団体	神社関係の活動ですが、町内会としてではなく、〇〇実行委員会という名で活動しています。4つの町内の市民活動に従事している方々が活動しています。対象となりますか。	4つの町内が合同で実行委員会をつくり、何かのイベントなどを主催する場合、その実行委員会が自主的・自発的につくり、計画的な市民活動を行うのであれば、対象となる団体といえます。実行委員会として事故報告を提出していただくことが可能です。ただし、規約や役員名簿や事業計画書などの提出が必要となります。また町内会の任務としてその実行委員会に関わる場合は、町内会の事業計画に入っていれば、町内会として事故報告していただくことも可能です。「神社関係」の活動ということで、宗教活動にあたるかあたらなにかについての疑問をお持ちなのではないかと思いますが、もうすこし、行事名・活動内容をお知らせいただければ、個別に判断させていただきます。

1	20	市民活動団体	町内会に20個の班があり、各班がそれぞれ独自の溝清掃を計画的に実施している。その活動中の事故も対象となるか。	班も町内会であるので対象となります。ただし、岡山市には町内会名と会長が登録されており、個々の班の名称や代表者は登録されていないので、事故報告を提出していただく際には、班の規約や名簿を添付していただく必要があります。町内会長の証明がある場合は不要です。後者の方が手続は簡単なので、町内会長さんが、各班の清掃活動などの日程を把握されておくのがよりよい方法かと思います。
1	21	市民活動団体	地域の子ども、家族を対象に農業体験を行う農業クラブを運営している行為はボランティア活動になるか。	その農業クラブの活動をもう少し詳しく伺いしなければ正確にお答えできないかと思いますが、農業体験をすることで青少年の健全育成を図るとともに、農業振興にもつなげていこうという趣旨のクラブではないかと推察します。であるとしたら対象となる活動に思われます。クラブのお世話をされる方が無報酬でされているのならば対象となるものであると思います。町内会でクラブ運営をされているのならば町内会長の証明で可能になります。もし農業協働組合などの活動として実施されているのであれば対象外となりますのでご注意ください。
1	22	市民活動団体	町内の子ども会は年間活動計画を策定してクリーン作戦、ごみ収集等の奉仕作業を行っている。子ども会規約は制定していません。このような場でも事故等が発生した場合は対象となるか。参考となる規約があればお知らせください。クリーン作戦への参加はもちろんOKだと思われませんが、独自の廃品回収等はどうか。	規約がないからといって即対象団体でないということにはなりません。しかし、こちらで確かにその団体が計画的に活動をしている子ども会であるということを確認する必要があります。岡山市に子ども会登録をされるか、もしくは、規約をつくっておかれるのが望ましいですが、現時点ならば、子ども会の計画書に町内会長の証明を添付していただくことで対象とすることはできます。 なお、子ども会の登録や参考の規約については岡山市のおかやまっこ育成局こども企画総務課内の岡山市子ども会育成連絡協議会にご相談ください。
1	23	市民活動団体	子ども会が、事情により活動を停止しているが、夏休みのラジオ体操は有志父兄により実施する。この場合の有志父兄はこの保険の活動者とされるか。活動者とされるために具備すべき条件は。なおこの活動費は町内会が負担している。	本保険制度は市民活動団体の活動中の事故が対象となるため、「有志」による活動は基本的には対象となりません。子ども会が休止をしているとのことなので、子ども会としての実施もできないようでしたら、資金的な援助をしていただいている「町内会」の主催としていただくのが一番妥当ではないでしょうか。 万一事故があった場合、町内会長の証明で事故報告書が提出できるようにしておくことです。つまり、ラジオ体操が町内の活動に位置づいていることが必要です。町内会長さんにその旨の了解をとっておかれるのがよいかと思います。
1	24	市民活動団体	実行委員会が主催し市が共催するイベントの運営のために募集するボランティアは市民活動の対象となるのか。	実行委員会形式で事業を実施する場合は、次の観点から整理し、岡山市の事業とみなすことができるかどうかで、保険の対象となるかを判断する。 ①岡山市の事業への関わり度合い(経費負担・事務局職員配備等) ②活動に係る利益の還元先について(主な利益の還元先は岡山市であること)
2	1	活動場所	岡山市内に活動の拠点を置く市民活動団体が、岡山市外で行う旭川清掃を行う場合、保険の対象になるのか。	対象になる。本保険制度は、岡山市内に活動の拠点を置く市民活動団体の日本国内における活動を対象とするものである。 逆に、市外に活動拠点を置く団体の岡山市内の活動に市民がボランティア参加した場合は対象とならない。
3	1	活動内容手続き	市民のひろば・広報紙を配布している時、事故を起こし、自分がケガをした場合、他人にけがをさせた場合の対応は。	市民のひろばの配付は岡山市から町内会がうけおわれた活動であり、本保険制度の対象となります。自分自身のケガも第三者にけがをさせてしまう場合も併に対象となります。いつどのようなルートで配付し、どこで事故にあったかを報告書に記載していただくことが必要です。あわせて、その時確かに市民のひろばを配付していたということを証明する必要があります。また、第三者の目撃者の確保がされていることが望ましいです。
3	2	活動内容手続き	町内の老人クラブについて。町内の下水処理施設の維持管理を岡山市から町内会が委託を受けている。町内会から老人クラブに再委託して、経費も老人クラブに支払っています。事故があったらどのように扱ったらよいか。施設内の剪定も行っている。	町内の下水施設管理は公益的な活動であると考えられますので対象となります。老人クラブがその活動において計画的に実施されているのであれば、老人クラブの会長の証明で事故報告することが可能です。町内会で計画的に実施されているのであれば町内会長名での事故報告ということになります。どちらからでも申請はできます。むろん、維持管理業務・剪定業務にあたる方が無報酬という前提です。
3	3	活動内容傷害内容	全戸参加のクリーン作戦でのケガは対象となるか。腰痛等は対象となるか。	全戸参加のクリーン作戦を町内会で取り組まれているのでしたらもちろん対象となります。ただし、腰痛など本人にしか自覚出来ず、他覚症状のないケガについては、対象外となります。

3	4	活動内容	少額でもお金を受け取る活動は、対象にはならないのですか。	受け取ったお金が実費弁償で、交通費や昼食代などの内訳が確認できる場合は、対象となります。また、実費弁償の内訳が明確でない場合でも、実費として受け取った金額が1日3,000円以内であれば、対象となります。
3	5	活動内容	他県で地震が起これ、社会福祉協議会の募集でボランティアに参加し、ボランティアとして避難所への救援物資運搬の作業中、荷物を足に落として足首を痛めました。この場合は対象になるのですか。	対象となります。市の外郭団体である社会福祉協議会の証明により、ボランティア活動中の事故であることを確認し対象となります。なお、災害時のボランティア活動は、避難所での炊き出し・連絡係など後方支援的な被災者支援活動が対象となり、災害現場における救援活動は危険度が高い活動として、対象となりません。また、余震により事故に遭った場合は天災による事故として対象となりません。
3	6	活動内容	私は〇〇銀行に勤めるものですが、毎年銀行所在地の町内会の清掃の手伝いを会社ぐるみでしております。もし、活動の最中に事故が発生したら、私たちも対象となるのですか。	町内会の清掃活動への参加は活動自体は公益的なものなので対象となります。しかし、会社として売名行為をし、営利を目的としている部分があると判断される場合は、対象外です。売名、広報等でないことが確認できれば対象となる場合もあります。また、会社などが独自に社屋周辺の清掃を会社の行事として清掃する場合は対象とはなりません。
3	7	活動内容	防災訓練は自助・互助的な活動で、奉仕性のある活動とは思えないが参加者みんなが対象となるのはなぜか。	防災訓練は互助的な活動ではありますが、住民により、地域の安全の保持をはかる公益性の高い活動として、本制度の対象としています。
3	8	活動内容	市連合町内会の行事、例えば総会、記念大会、視察等は対象となるか？	町内会は、継続的、計画的に公益活動を行っている市民活動団体なので、その役員会や総会は保険の対象となります。但し親睦旅行やレクリエーション活動は公益性がひくい活動であり対象となりません。活動の内容により判断することが必要となります。
3	9	活動内容	保健所で収容した犬の新しい飼い主を探すボランティアに登録しています。このようなリスクの高い活動も対象になるのでしょうか。また保健所でなく、それぞれ活動する個人宅で犬を預かっている場合の事故、例えば、その犬に噛まれた場合なども補償されるのでしょうか？	動物愛護のボランティア活動として岡山市に登録して、無報酬でされているとお聞きしていますので活動自体は対象となります。しかし、動物による事故については団体管理下にあるものについては対象ですが、管理下でないものについては対象外となります。つまり、保健所で、動物の世話をしているボランティアさんの事故は対象となりますが、自宅につれて帰ってお世話していただいている場合の事故は対象ではありません。
3	10	活動内容	町内会で、岡山市からの委託を受けて、用水路の泥あげ作業をしている。市からは人件費も込みの委託料が支払われているがこの作業は対象となるか。また、その他にも地元町内会請負の工事や修繕、草刈りや掃除、藻刈、樋守等もあるが対象となるか。	地域の環境保全活動として公益的な活動であり活動自体は対象となりえるものと考えます。市民活動団体である町内会への委託料の中に、人件費が含まれているかどうかは判断の基準とはしません。受託した町内会から実際に活動にあたる人に対して謝礼・日当などが3000円を超えて払われているならば対象とはならず、3000円をこえる謝礼・日当が払われていないならば対象となります。その他の請負事業についても同様と考えます。
3	11	活動内容	町内会のクリーン作戦で川原の草刈りを行うが、草刈機の使用による事故も対象となるか。	草刈機の使用も対象としています。
3	12	活動内容	学区町内会で健康ウォーキングを行っているがその参加者は対象となるか。	ウォーキングへの一般参加者は対象となりません。地域の健康増進活動であり公益的な活動といえますが、その準備・運営をしているスタッフのみ対象となります。
3	13	活動内容	市が主催する防災キャンプの参加者は対象となるか。	防災キャンプが防災訓練と同様のものならば対象となります。しかし、キャンプ全体が防災訓練でない場合も想定され、例えばレクリエーションや食事がプログラムにふくまれており、地域のふれあいなど他の目的で実施される部分については参加者は対象とならないことも予想されます。個別に内容をお知らせいただき事前に相談してください。
3	14	活動内容	草刈機の使用は対象となりますか？また池の土手や斜面での草刈りも対象となりますか。これまでも実施しており、とくに事故などはありませんでした。	草刈機の使用も対象となります。また池の土手や斜面についても、これまでも通常の町内会の草刈り作業として実施されており、特に事故などなかったということは、特に危険な場所とはいえず推察しますので、本制度の対象となると考えます。

3	15	活動内容	お祭で、町内会として予算計上して活動している場合は対象となるか。	町内会が予算計上しているというだけでは、そのまつりが町内会の行事であるとまではいいがたいと考えます。例えば、地元企業のまつりに町内会も協賛金をだしている場合、あるいは町内会のまつりに地元企業が協賛金を出している場合、原則としては前者は適用外で、後者は適用と考えます。 また神社主催なのか、町内主催なのか、主体がどちらであるのかとか、その宗教活動としての側面とかを現実的に検討する必要があります。この保険制度の趣旨は、市民活動団体の計画的な活動中の事故ということなので、その活動が町内会の活動といえるのかどうか、町内会のメンバーがその活動に主体的に参加している状況など個別に検討することが必要となります。宗教活動なのか地域文化なのかも具体的に検討する必要があります。具体的な事例でお知らせくだされば、あらためてお答えいたします。
3	16	活動内容	「子ども会がまつりで焼きそばを作る」活動は対象になるとの説明があったが、その焼きそばを食べた人の中から、食中毒の患者が発生した場合、身体賠償の適用が受けられますか。	子どもは法律上の賠償責任を負わなくてよいため、子どもの親権者または団体の指導者の監督責任が問われることとなります。つまりあくまでも活動の主体はおとなであるということです。またご指摘のとおり模擬店の出店については保健所への届出などハードルがあり、今回の説明事例としては適当ではなかったと思います。 しかし、実情としてはあるようなので、子ども会の模擬店で販売した食品が原因で食中毒になった場合とさせていただきます。食材そのもの(たとえばやきそば麺など)に問題がある場合は、その食品の生産・購入先に賠償責任がある場合が考えられますが、その調理過程等に原因がある場合は、子ども会が賠償責任を負うこととなります。いずれにせよ、食中毒と焼きそばとの因果関係の証明が必要です。
3	17	活動内容	神社の秋祭りやしめ縄飾りを町内でやっているがこれも対象となるか？	宗教活動は対象外です。例えば町内の秋祭りは対象となりますが、神社の秋祭りは対象外。ただし、地域文化、地域行事として定着し、宗教活動としての性格がほぼないとはいえる活動たとえば盆踊りやとんどなどは地域活動として対象となります。
3	18	活動内容	神社の境内を掃除するのを町内会で交替で行っているが対象となるか？	神社の境内をその氏子が掃除するのであれば宗教活動といわざるをえません。しかし、町内会として地域の憩いの場である境内を交替で掃除しているのであれば、町内会の活動として対象となります。
3	19	活動内容	市民の広場の配布を役員のかわりに家族がした場合対象となるか。	市民の広場などの配布は町内の日常活動として対象になります。その配布が役員でなくても対象とはなりますが、けがをした人がたしかに配布中にけがをしたということをなんらかの方法で証明していただく必要があります。最終的には状況を考慮して町内会長の証明ということになると思います。
3	20	活動内容	町内行事の準備などで買い物にいった場合に、その道中の事故も対象になるか。	行事のための打ち合わせや準備も対象となります。ただし、行事のための買い物のついでに自宅の買い物をしたり、買い物以外に個人的な用事で別の場所によるなどした場合、すでに市民活動中とはいえない状況となっているので、対象外となります。
3	21	活動内容	資源ごみ回収の月当番作業(役職のない町内会員)も対象となるか。	対象となります。町内会の計画的な公益活動なので対象となります。
3	22	活動内容	自主的・自発的活動とは上部団体や市役所・区役等からの指示や依頼以外の公益活動ということですか？	自主的・自発的活動でないものとしては、職場行事で取り組まれる活動や会社や農協やその他法人(法人格を持つ町内会やNPO法人はのぞきません)など事業体の意思に基づいて実施されるものをさします。市役所等の主催する市民活動に類する活動への協力も対象となります。市役所等からの委託された活動などについても町内会などが受託され、町内会の活動として実施される場合は対象となります。(ただし活動者が1日3000円を越える謝礼を受け取っている場合は除きます)
3	23	活動内容	町内の神社のお祭りは宗教行事というよりも、町内の融和・融合、子どもたちの友達関係づくりなどに有効な町内行事といえるのではないかと。	町内会が主催するお祭りはもちろん町内活動であり、その祭りの準備・運営をされるスタッフは保険の対象となります。しかし「〇〇神社大祭」というように〇〇神社が主催し、その氏子によって運営されているものについては、宗教活動といわざるをえません。ただし、〇〇神社大祭に子ども会として参加して屋台を出したとしたら、その屋台の活動においては子ども会活動であり対象となります。いずれにせよ個別の判断が必要です。
3	24	活動内容	町内のニュースをだしている。その配布活動中は対象となるか。	町内のニュースなど配布活動も、町内会の日常的・公益活動として対象となります。

3	25	活動内容	毎年10月に町内秋祭りを実施している。社寺総代と町内会とで主催している。だんじり、子どもみこし、子ども奉納すもう、子ども会によるバザー等を行っているが対象となるか。	秋祭りがまずは宗教行事であるかどうかの判断が必要です。社寺総代との共催ということなので、かなり宗教活動としての側面は否定できないと思います。しかし、実態として町内会が主催・運営しており、宗教的な神事がないのでしたら地域文化活動といえると考えます。該当するまつりである限りはそのまつりを主催し、準備・運営する町内会の役員の方等は、その運営活動において対象となります。 だんじりや子どもみこしが事前に町内会から依頼され、打ち合わせや練習を経て実施されるものならば、子どもたちもまつりの運営者側ということで対象となります。ただし、とびいり参加でだんじりをひく子どもがいたとしたらその子どもに関しては参加者ということで対象外です。 子ども奉納すもうは、運営するおとなは対象ですが、すもうに出場する子どもは参加者になり対象外と考えます。 子ども会がバザーを運営している場合、これは子ども会活動として実施していると考えられますので、市民活動団体の子ども会として対象となる活動といえます。
3	26	活動内容	町内会の行事で行う祭礼用の旗たて作業は対象となるか	具体的にどのような活動かをお聞きしなければ正確なご回答を申し上げにくいですが、その旗が、神社の「神事」として行われる場合は、町内会の活動といえども対象となりません。
3	27	活動内容	町内会費の集金中の事故は対象となるか？	市民活動団体の日常活動中のボランティア活動であり、対象となります。確かに町内会費の集金中の事故であったことを証明する必要があるのですが、その方が集金の当番であること、また町内の方のどなたかが、集金をしていただくことを証明していただく必要があります。
3	28	活動内容	町内会で、市のクリーン作戦に協力して実施するボランティア作業中の事故は対象となるか？	町内会の行事としても、市の主催事業へのボランティア協力の側面からも対象となります。
3	29	活動内容	日当費用はないが、町内会としてではなく、生活排水路を利用している者だけが排水路の清掃活動を行う場合は対象となるか。	生活排水路の清掃は、その水路の利用者の利益を守る活動であると同時に公益的な側面のある活動であると考えます。しかし、本保険制度は、市民活動団体の計画的な活動中の事故を対象としているので、その清掃活動が有志で行われている場合は対象とはなりません。一部の方の水路であっても、環境保全活動として、町内会の活動に位置づけておられれば対象となります。
3	30	活動内容	他の町内会の夏祭りの設営準備の手伝いは対象となるか。お礼は出ています。	他の町内会の応援に行かれる活動が貴町内会として計画的に実施される活動ならば貴町内会として対象となります。また、貴町内会としては計画的な行事に位置づいていなかったとしても、応援先の町内会がお手伝いに来てくださる方たちを町内のボランティアとして依頼しているのであれば、応援先の町内会の行事として対象となります。 お礼が1人3000円を越えているのであれば対象とはなりません。
3	31	活動内容	夏祭りの盆踊の事前の練習は対象となるか。	祭りの運営者側と参加者側の区別があり、夏祭りの盆踊の指導者は、運営者側であり、対象となります。祭りの当日に指導者となって踊るための練習であるならば、事前練習の参加者も対象となります。
3	32	活動内容	〇〇神社秋祭りとの名前はついているが、実体としては町内のまつりであり、運営はすべて町内会で行っているが対象とならないのか。	宗教活動であるかどうかについては、個別具体的に判断する必要があると考えます。ご質問のように、神社の関与は全くなく、祭礼神事としての内容を有しないものであるならば対象となると考えます。
3	33	活動内容	祭りの名前は町内の祭りだが、ちょうちんに神社の名前が記載されている場合は宗教活動として対象外になるのか。	宗教行事であるかどうかの判断基準としては、その運営主体者が誰なのか、まつりの名称や、内容、神事が行われているかどうかなど、個別に判断する必要があります。祭りの名前や神社のちょうちんやのぼり旗をかかげていることなどは、神社の神事としての位置づけが高いように考えられますが、実態として神社の関与がなかったり、総代会として運営がされていなかったり、御祓いやお神酒などの神事がとりおこなわれなければ宗教行事にあたらぬ可能性もあります。 また、まつりが宗教行事となった場合でも、例えば子ども会がだしている屋台やまつりに付随するその他の活動は対象となる場合があります。
3	34	活動内容	本町町内会には自主防災会があり、岡山市危機管理課主催の「防災まちづくり学校」を受講することを推奨している。受講者が会場への往復途中で事故にあった場合。	本保険制度は、市民活動そのものだけでなく、準備のための役員会や活動のために直接的に必要な研修活動も対象としています。 町内会の自主防災会の活動は本保険制度の対象となる活動です。自主防災会の活動として、実際の防災活動に必要な研修会（一般教養的な講演会などは対象ではありません。）に、会として派遣（参加依頼）する場合、その出席を会長が証明していただけるのであれば対象となります。危機管理課の主催する研修会は、防災活動に直接的に必要な研修会であろうと推察いたしますので、対象となると考えます。
3	35	活動内容	町内会で、ボランティアロード（国土交通省と連携）で国道の歩廊清掃活動中に事故にあった場合。	町内会で実施している歩廊清掃活動で、個人が無報酬でされているならば対象となります。国や県、市から助成金など出ている場合でも、個人に日当等が支払われていないならば対象となります。

3	36	活動内容	町内会の「防犯パトロール隊」が毎月1回夜間に行う「防犯パトロール」中の事故。	町内会で行う防犯パトロールは、活動者みんなが地域防犯ボランティア活動の実践者ですので、もちろん対象となります。 ただし、防犯パトロールで青パトの自動車での巡回もあるとお聞きしました。自動車で、加害者になった場合などの自動車事故は対象外となりますのでご注意ください。
3	37	活動内容	土木委員からの依頼指示により、毎年農業用水路の清掃(川堀り)を実施している。その活動中の事故は対象となるか。	町内会の活動として、無報酬で実施されているのであれば対象となる活動です。
3	38	活動内容	地域の協議会が主体となって大神宮の秋祭りでもこしを町内一巡している。協議会=大神宮奉賛会となっているが、この場合は宗教活動になりますか。	町内の秋祭りについては、神社とのかかわり具合など個別に判断しなければわかりませんが、ご質問のように「神宮奉賛会」が主催される場合は宗教活動にあたりと判断せざるを得ないのではないかと考えます。
3	39	活動内容	婦人会で配食サービスの配付活動者が活動中事故に遭遇した場合は対象となるか。	お弁当の配布活動は市民活動といえるので対象となります。 ただし、自動車による加害事故は、対象とはなりません。その自動車・運転者の保険によりますのでご注意ください。 その他、配付中にこけたり、自転車で誰かを傷つけてしまったり、自動車に柱にぶつけて自分がけがをしったりした場合は、本保険の対象です。
3	40	活動内容	学校行事は対象となるのか。	学校管理下の児童・生徒の活動は対象にならない。 学校支援ボランティア、ゲストティーチャー、クラブ活動の指導者、放課後子ども教室のスタッフ、授業補助ボランティア等が無報酬で行う活動は対象となる。
3	41	活動内容	学区町内会連合会で実施する防災訓練の参加者は対象となるか。	公益性の高い活動であると判断し、参加者も対象となる。
3	42	活動内容	①特定の神社の祭りの準備を複数の町内会が行っているが、対象となるか。 ②とんど祭りは対象となるか。 ③祭りでの活動はどこまで対象となるか。	一般的には次のように考えられる。ただし、最終的には、事故発生時の活動の状況等による個別の判断となる。 ①特定の神社のための行事と思われ、祭りの運営に直接かかわる活動(神事など)は、宗教行事と判断される場合は、対象とならない。ただし、祭りに合わせて行われる町内会やNPOなどによるイベントなど、伝統文化の継承・振興や地域振興などを目的とした公益性のある活動についての指導や運営については対象となる。 ②とんど祭りなど、町内会や子ども会などの行事として行われる場合は、特定の宗教行事というより地域の活動としての性格が強いと考えられるため、伝統文化の継承・振興や地域振興の活動として、対象となる。 ③祭りにおける対象も、スポーツ・文化活動と同じく、運営・準備・片付けなどを行う指導者、スタッフとしての活動が対象となり、盆踊り、みこしなどの単なる参加者はボランティア的な活動とはいえないため対象とならない。
3	43	活動内容	企業のボランティアグループが地域の清掃活動に参加をしたり、養護老人ホームの清掃やイベント補助等を実施している。企業名を掲げるボランティア団体は、対象となるのか。	企業等がボランティア活動をする場合は、活動内容について営利性の有無を客観的に判断する。活動内容から客観的に判断し、地元への貢献的な要素が強く、業務に関する宣伝等の働きかけが認められない場合は、営利性が認められず対象となる。
3	44	活動内容	子どもたちの健全育成のためキャンプを行い、無報酬でキャンプの運営に携わるスタッフの、宿泊を伴う活動も対象となるのか。	主催者が宿泊を伴うボランティア活動を計画し、主催者が指定する宿泊場所に宿泊する場合は、宿泊中の行為でボランティア活動中と認められる場合は、保険制度の対象となる。
3	45	活動内容	地域の社会福祉協議会で、高齢者、障害者の方等と地域のふれあいを高める活動として、お茶会、食事会等を実施する「ふれあいきサロン」をしている。このサロン参加者は保険の対象になるのか。	ふれあいきサロンは、地域福祉を推進するために実施するもので公益性は認められる。 このため、お茶会、食事会等でサービスを受ける側の方は対象にはできないが、運営スタッフの方については、名簿等で作成されており、運営スタッフと参加者の区分が確認できれば、保険の対象になる。
3	46	活動内容	町内会で、地域での子どもの安全パトロールについて、買い物や犬の散歩を兼ねる場合、市民活動保険の対象となるか。	公益性があり・計画的な市民活動であることが書面等により確認できれば、対象となる。具体的には実際に事故が起きた時、奉仕性のある活動を直接的に実践している(防犯パトロールをしている)ことが、会の規約・計画などから客観的に確認できれば対象になる。
3	47	活動内容	自主防災会が行う災害時のボランティア活動は対象となるか。	対象となる活動とならない活動がある。 2次災害が予想されるような危険な場所での活動は、市民活動保険制度では対象の範囲とならない。ただし、活動内容のうち、被災者支援活動、救護物資の提供、防災活動などの危険性の低い活動は緊急時での活動にはあたらないため、市民活動保険の対象となる。

3	48	活動内容	災害時要援護者避難支援事業は保険の対象となるのか。	本市の保険制度は、危険度の高い災害救助等を対象としていない。そのため、危険度の状況が問題となるが、本保険適用の可否については、行われていた避難支援活動が避難勧告発令の前か後かが一応の目安となる。ただし、実際の事案については、状況に応じ個別具体的に判断することとなり、避難勧告発令後の活動でも対象となる可能性がある。
3	49	活動内容	森林ボランティアは、チェーンソー使用など、どこまでの活動が対象となるのか。	チェーンソーなど動力機器で木をきりたおす作業や高所での枝打ち作業など危険度が高い活動は対象とならない。草刈機などを使用しての下草刈作業については対象となる。
3	50	活動内容	子どもの体験活動ボランティアで、電動ノコギリや電動カンナを使うが対象となるか。	特殊な工具でなく、一般的な大工道具であれば対象となる。
3	51	活動内容	夏祭りに使う「やぐら」の組み立ては、対象となるか。	夏祭りに使う「やぐら」の組み立ては危険度が高いとはいえないため、補償の対象となる。
3	52	活動内容	町内会主催の夏祭りでの花火の打ち上げは、対象となるか。	町内会の会員が無報酬で活動するのであれば、保険の対象となる。(花火の規模によっては対象とならない場合もある。)
3	53	活動内容	班長等が赤十字社員社費の集金や町内会費の集金に行く場合や、回覧物の配布や市民のひろばの配布等も対象となるか	町内会としての募金や会費の集金、回覧物の配布、市民のひろばの配布等は、会の 公益的活動を支える日常活動として対象となります。
3	54	活動内容	子ども会が廃品回収をする場合は対象となるか	子ども会が計画的に取り組まれている奉仕活動であり、参加者全員が対象となります。廃品回収により得られる収益(補助金等)は会の活動のための資金となると推察されますので、個人への3000円を越える謝礼等の支払はないことと思いますので対象となる事例と考えます。
3	55	活動内容	町内会の班長等が町内の敬老記念品を持っていく場合は	町内会が計画的に実施される敬老記念品配布活動であるならば対象となります。
3	56	活動内容	町内会の自衛消防団の活動について。①火事現場での消火活動は対象とならないのか。②2ヶ月ごとに定期的に集まって、消防ポンプ放水確認、消火器の点検などを行っているが対象となるか。	岡山市に委嘱された地域の消防団は、特別職公務員であり、消火活動や訓練などの活動中の事故は公務災害となります。お尋ねの自衛消防団は、それとは異なる自主的・自発的で無報酬の組織であるとするならば、団体自体は対象となる団体です。ただし①の火事現場での消火活動は高度に危険な活動であるので対象外となっています。こうした危険な活動に従事される皆様には別途保険をかけられることをお勧めします。②の点検活動等は対象となる活動です。定期的を実施しているとのことなので、いつ実施するのかがわかるように計画書などを準備しておいてください。
3	57	活動内容	岡山市の学校支援ボランティアについて。通学路で登下校の見守り活動や小学校での学習支援、小学校の施設管理をしている人などは学校支援ボランティアに登録することで保険の対象となっている。①この学校支援ボランティアの保険は継続されるのか。②学校支援ボランティアと市民活動保険の両方の対象となるのか。③学校支援ボランティアに登録していない場合、活動での事故は対象とになるのか。	岡山市教育委員会が実施している学校支援ボランティアの保険は、今年度から「市民活動保険」に一本化されました。学校支援ボランティアの活動中の事故については学校経由で教育委員会生涯学習課が事故証明と登録ボランティアであることを証明する資料を添付して事故報告書を提出していただくことになっています。なお、③のご質問ですが、学校支援ボランティアに登録をされていない場合でも、その活動が公立の学校の依頼で行われたボランティア活動であるならば、学校長がそのことを証明し事故報告していただくことで対象となります。また、町内会の活動として計画的に実施したものであるならば、町内会長の証明で事故報告していただくことで対象となります。
3	58	活動内容	公園清掃を週2回している愛護委員会の活動は対象となるか。	3000円を越えて報酬をうけとっていない限り対象となる活動です。ただし、万一事故があった場合、愛護委員会としての計画的な清掃活動中の事故であることを証明する必要があります。当番表や清掃計画などをたてて実施していただくことをお勧めします。
3	59	活動内容	町内の親睦会は対象とならないのか。	本保険制度が公益的な活動を対象としているため、親睦会は対象とはなりません。

3	60	活動内容	企業で地域の清掃活動に参加する場合、売名・広報等でないことの確認など具体的にどのように判断するのか？	個別具体的に検討することになると思います。たとえば、企業名を掲示したユニフォームやのぼり旗をかかっている場合、あるいは記念品の配布など考えられますが、個別に検討する必要があります。
4	1	活動者	町内会が主体となった運動会で、競技中に転倒し、けがをしました。この場合は対象になるのですか。	対象となりません。スポーツ活動や文化活動、各種イベントなどにおいては、指導者・審判・準備・片付けなどを行う人についてのみ、活動中の事故が対象となりますが、競技者、出演者、受講生、観覧者、見物人は、市民活動に自主的・自発的に参加し、奉仕性のある活動を直接的に実践しているとは言い難いため対象とはなりません。
4	2	活動者	婦人会の合唱グループの指導を頼まれて活動中、段差のあるところから足を踏み外して骨折しました。この場合は保険対象になるのですか。	対象となります。市民活動団体である婦人会での文化活動の指導なので、無報酬の指導者ならば対象となりますが、指導を受けていた出演者や参加者は対象とはなりません。
4	3	活動者	子ども会の廃品回収中に当番の親がプラスチックケースに指をはさんでけがをしたとき、また廃品回収中に子どもが、足の上に回収箱を落としけがをしたとき対象となるか？	廃品回収は公益性の高い奉仕活動ということで、役員も子どもも対象となります。
4	4	活動者	地域協働学校の関係会議など校区住民と学校の連携による活動だが、会議場所と自宅との往復は障害補償の対象となるか。	地域協働学校の運営のため学校から依頼され地域住民は、岡山市教育委員会から委嘱された特別職公務員となります。その活動中の事故は公務災害の対象となります。しかし、実体としては無報酬のボランティア活動であり、本制度の対象となる市民活動に類する市の事業のボランティアといえます。公務災害の適用とならない場合は本制度の適用とすることとします。本制度の適用となる場合は、会議場所と自宅の往復途上の事故は対象となります。
4	5	活動者	団体に所属しない個人は対象外か？	個人が自発的に個人の意思で活動(例えば近くの公園の掃除をするなど)を行った場合は、対象ではありません。団体が主催する活動に個人が参加する場合は対象となります。
4	6	活動者	愛育委員会の当番で健診会場でのボランティアに行く予定だった役員が急遽いけなくなり、代理の人が参加した。対象となるか	代理の人の参加を会長もしくは健診を主催している市の担当課が証明することで対象となります。
4	7	活動者	役職のない町内会員でも役員の指示や要請があれば対象者とみなしてよいか。	役職のない町内会員も対象となる場合があります。一斉清掃や溝掃除など活動事態が奉仕性の高いボランティア活動である場合や、防災訓練のように具体的に防災活動を担えるようになる訓練などは、参加者全員が対象となります。また「市民の広場」の配布など日常活動においても、役員の指示や担当が全体できめたものであれば、対象となります。個人が全くの善意で家の前の道を掃除したり、公園のごみ拾いをされていても対象とはなりません。
4	8	活動者	だんじりをひっぱる子どもたちは対象になるか？町内会がお願いして子どもたちにひっぱってもらっている。	町内会のおまつりで、町内会が依頼してだんじりをひっぱっている子どもたちについては、まつりの運営者側ということになり、対象となります。ただし、だんじりをひっぱっているときに、みている子どもたちが、とびいりでひっぱったとしたら、この子どもに関しては、あくまでも一般参加者であり対象外となるのでご注意ください。
4	9	活動者	町内会が特定の人をお願いして日頃から公園掃除をお願いしている。対象となるか。	町内会が依頼して実施していただいているボランティア活動なので対象となります。事故があった場合は、町内会長が事故報告を上げてください。できれば、目撃者がいることが望ましいので、1人で活動をするのではなく、複数でされることをおすすめします。
4	10	活動者	盆踊の踊り手はお客様(対象外)となるか。	盆踊で踊られる皆さんは参加者であり対象外です。しかし、踊りの指導や全体をひっぱっていくための運営担当者は対象となります。
4	11	活動者	町内会の秋祭りでみこしをかつぐ子どもたちは対象となるか	みこしをかつぐ子どもたちが、町内会の依頼により、事前に役割をもって担がれる場合は運営者側であり対象となります。当日とびいり参加でかつがれるお子さんがおられたら、その子どもは参加者であり対象とはなりませんのでご注意ください。
4	12	活動者	子どもたちがひっぱるだんじりは対象となるか。	まつりの主催者、運営者は対象であり、参加者は対象ではないことを判断基準としています。だんじりをひっぱることが事前に子どもたちに割り当てられ、誰がひっぱるのかも定められており、打ち合わせをしたり練習をしたりなどしていれば、明らかにだんじりをひっぱる子どもたちもボランティアであり、運営者側だといえるので対象となります。しかし、当日参加の子どもたちの中から有志がひっぱるだけということならば、だんじりの安全管理をしたり、誘導をしたりする大人のみが対象となります。また、事前の役割をもって準備してきた子どもたちは対象となりますが、当日飛び入りでだんじりをひくことに参加した子どもは対象とはなりません。

4	13	活動者	町内会のリサイクル推進員は市から報奨金を年間1万円受け取っているのに「無報酬」ではないが対象になるか。	<p>市民活動保険は無報酬の活動を対象としていますが、交通費・弁当代程度の実費は無報酬とみなすこととしています。また、金額的には1日3000円以内の実費弁償として渡されるものについては無報酬とみなします。</p> <p>お尋ねのリサイクル推進員さんは、年間1万円ということなので、実費程度の支給であり、無報酬とみなすことができますので、対象となります。</p> <p>むろん市に登録されている推進員さんでも、事故があった場合は、町内のリサイクル活動として資源物作業にあたっていたということを証明していただく必要がありますので、町内会長の証明、資源化物作業の当番表や回覧案内などを提出していただくこととなります。</p>
4	14	活動者	「いきいきサロン」の役員が活動中に事故にあった場合対象となるか。	<p>いきいきサロンは地域の高齢者等が自宅に引きこもることなく、地域に出てきて、仲間づくりができる活動であるとお聞きしています。その役員さんということは、地域の高齢者の方たちのための場所づくりをされているボランティア活動なのだろうと推察しますので対象となります。むろんサロンの一般参加者は対象外です。</p> <p>サロンの主催団体が、事故報告書を提出していただくこととなります。地域の諸団体が共同で運営されている場合もあるとお聞きしました。共同の実行委員会でも構いません。またその実行委員会に参加している1市民活動団体でも可能です。</p>
4	15	活動者	児童クラブで夏休みなどに運営委員以外に地域住民や保護者が無報酬で指導員と一緒に子どもの世話をした場合対象となるか。児童クラブが運動会などのイベントを開催し、その主催者として地域住民や保護者が行った活動は、対象となるか。	児童クラブ(運営委員会)の計画的な活動であり、無報酬でのボランティアとして実施されているならば対象となります。
4	16	活動者	地域防犯・防災・防火活動等とありますが、これは、1市民として活動している時ですか。消防団員も対象となりますか。	町内会等の市民活動団体で実施される地域防犯・防災・防火活動等に参加をされる町内会の皆さんが対象となります。消防団員は岡山市から委嘱された特別職公務員であり、通常消防団としての活動中の事故は公務災害となります。公務災害とならない場合はこの保険の対象となります。
4	17	活動者	学区敬老会について。企画・立案する世話係りは対象。参加されるご老人は対象とならない。この敬老会のアトラクションでおどりやコーラスなど無報酬で参加する人は対象となる。以上の判断でよいか。	そのとおりです。主催者・運営者と、主催者に依頼されたボランティアは対象となり、参加者一般は対象とならないので、ご判断のとおりです。
4	18	活動者	町内会役員全員は対象になる方ですか。	多くの場合は、役員さんは、主催者側として、行事の運営者であるので対象となる場合がほとんどだと思います。しかし、役員だからといって対象にならない場合もあります。その方がその行事の中でどのような活動に従事されているかで判断されます。たとえば、懇親会や親睦旅行などは対象とならない活動です。運動会の運営等をしているときには対象になりますが、一参加者として競技に参加している時の事故は対象とはなりません。
4	19	活動者	町内会一斉溝清掃に出た方は対象者ですか。	対象になります。一斉清掃は参加者全体が奉仕性の高い公益活動なので、みなさんが対象となります。
4	20	活動者	町内会クリーン作戦に出た方は対象者ですか。	対象になります。クリーン作戦も上と同じく参加者全体が奉仕性の高い公益活動なので、みなさんが対象となります。
4	21	活動者	子ども会の役員、又は廃品回収当日に関わる子どもたちは対象になるか。	<p>子ども会役員の方たちは子どもの健全育成のボランティア活動をしているので対象となります。(上記と同じく役員の親睦会は対象とはなりません。)</p> <p>廃品回収は活動自体が奉仕性の高い公益活動なので、廃品回収を当日している子どもたちの対象となります。</p>
4	22	活動者	子ども会のラジオ体操に参加する子どもについては傷害・賠償ともに保険の対象外と理解してよろしいか。	そのとおりです。活動内容が清掃活動のような奉仕的な活動でないかぎり、参加者は対象とはなりません。ただし、その傷害事故、賠償事故において、主催者の賠償責任が生じる場合は、当該事故が補償の対象となる場合があります。
4	23	活動者	資源ごみ回収の月当番作業(役職のない町内会員)も対象となるか。	対象となります。町内会の計画的な公益活動なので対象となります。

4	24	活動者	子どもの健全育成団体が実費程度の参加費を集めて、岡山市民を対象にした親子自然体験プログラムを実施し、市外在住のボランティアスタッフに無報酬で指導をお願いした場合、そのスタッフは対象となるのか。	岡山市が活動の拠点であり、かつ、岡山市民を対象とした活動ならば、市民活動団体による市民活動といえる。本保険制度は、市内に活動の拠点を置く市民活動団体に属する方(市外居住者を含む)を対象とすることから、市外居住のボランティアも対象になる。
4	25	活動者	留学生も対象となるのか。	活動の拠点が岡山市内にある市民活動団体に属する方であれば、対象となる。
4	26	活動者	民生委員児童委員は公務災害の対象となるので市民活動保険の対象とならないのか。	民生委員児童委員は国から委嘱されており、原則、その活動は公務災害の対象となり、市民活動保険の対象とならないが、実体としては、地域における公益性の高いボランティア活動である。公務災害の対象とならない場合は、本制度の対象とする。
4	27	活動者	地域活性化を目的としたアートイベントに、無報酬で作品を提供する出品者は、保険の対象となるのか。	公益性のあるイベントに、無報酬で協力する出品者は保険の対象となる。ただし、自宅で創作している間の事故等で、活動の計画性が認められない場合は、保険の対象とならない。
4	28	活動者	子ども会行事の準備をし、運営を担う小学校6年生の班長や、その活動を支える中学生などのジュニアリーダーは市民活動者として保険の対象となるか。	子ども会の運営を担う場合は、子どもも市民活動者であり対象となる。ジュニアリーダーも同様である。ただし、いずれの場合も成人者の管理下で行われ、事故の目撃者として証明できるおとながいることが必要。
4	29	活動者	コンサートの演奏者を遠方から無報酬で迎える際、交通費を支給するにあたり、この交通費が3,000円を超える場合、保険の対象とならないのか。	交通費等の実費について、その使途金額が明らかにできる場合は金額を問わないため、保険の対象となる。
4	30	活動者	町内会の川掃除に参加した人	町内会が計画的に実施する川掃除であるならば、参加者全員が奉仕活動の活動者であり対象となります。
4	31	活動者	個人的に町内の道路や川の清掃をする人は	対象となりません。本保険制度は「市民活動団体」の計画的に実施する公益活動を対象としています。
4	32	活動者	町内会の運動会、お祭りに参加する人は	対象となりません。運動会やお祭りで対象となるのは、そのイベントを計画し、準備し、運営する主催者や指導者、運営スタッフ等です。行事の一般参加者は対象としていません。
4	33	活動者	資源ごみの収集で、ゴミステーションに車を押しつけてごみを出す町内の人は対象となるか。	資源ごみの当番でステーションにたたれる人は対象となりますが、各家庭から、ごみをもっていく人は、自分自身のための活動であり、対象とはなりません。資源ごみの当番として、町内会の任務として、運搬にあたる場合は対象です。
5	1	岡山市等	岡山市で開催している救命講習中の怪我等は対象になりますか。町内会、企業、学校等対象はまちまちです。また市民個人の募集を募り開催している定期開催救命講習会等は？	市が主催する救命講習は、社会公益性、奉仕性の高い活動者の育成に関わる事業であり、市民活動に寄与するものであるため対象となります。ただし、企業内講習で、職場活動として開催されたものや、学校管理下で児童生徒を対象に実施したものは対象となりません。また企業が開催した場合、売名性の有無で判断は分かれるので個別事例でご相談ください。
5	2	岡山市等	岡山市が農業をサポートするボランティア(農業サポーター)を養成する講座を行っている。この講座は対象となるか。また養成講座終了後、農業サポーターとして登録し、農作業サポートを依頼する農家との間で日程調整し、お互いの条件があれば農家へ直接赴き、農家の指示のもと実際にサポート活動を行っている。このサポート活動は対象となるか。	岡山市が、農業サポート活動という具体的なボランティアの養成のために行っている養成講座であり、講座は対象となる。市が主催する事業ならびに直接的に派遣するボランティアの活動について、その活動内容を把握している市等の証明により対象となる。その他の場合は原則的には対象とはならないが、一定の要件を備え、事前に安全安心ネットワーク推進室と協議を行っている本制度の場合は、農家との直接交渉により実践が進められた場合でも無報酬性など通常の保険適用活動ならば対象となります。
5	3	岡山市等	市では、応急手当普及啓発活動推進に関する実施要綱に基づき、市が行う養成講習を修了した者を応急手当指導員、または応急手当普及員としての認定・登録し、認定証を交付している。この普及員・指導員が実施する講習会活動や現実の応急手当の活動は対象となるか。	養成講習会は具体的なボランティア活動を予定したものであれば対象となります。指導員・普及員が実施する講習会活動が、市の要請にもとづいて無報酬でされる活動ならば対象となりますが、登録が単に資格付与とあわせた登録制度であり、派遣や実践が市の要請に基づくものでないならば、個人の資格に基づく活動であり、対象とはなりません。しかし、一定の要件を備え、安全安心ネットワーク推進室と事前協議済みの本制度に基づく活動については対象となります。

5	4	岡山市等	公民館で主催する読書フェスティバルに小中学校の図書委員がボランティアで読み聞かせを行った場合、活動中、ならびに往復途中の事故は対象となるか。また自宅から準備のため学校を経由して公民館にしているが対象となるか。	市立公民館の主催する行事に公民館の依頼で参加しているボランティア活動であるので対象となります。図書委員会活動そのものは学校管理下の活動とも思われますが、学校管理下であれば対象とならないので、学校長の判断も必要となります。学校管理下ではなければ対象となり、自宅からの往復途中の事故も対象となります。途中学校を経由しても活動の準備のためであり、そのことが予定されている行程であるならば対象となります。
6	1	往復途上	町内会の総会に行く時、帰る時の事故は対象となるか。	市民活動団体の活動を実践するための総会行事は対象となります。その活動への往復途上の事故についても、本人のケガ等は対象となります。但し、賠償保険は対象外となるのでご注意ください。また、会場へ来る途中の事故である場合、その方が確かにこられる予定であったことを証明していただく必要があります。 また往復途上の場合、自宅と会場との通常経路にやおいのみ対象となり、途中で私事の買い物をしたり、寄り道をした場合などは対象とならない場合がありますのでご注意ください。
7	1	免責	持病があったら対象とならないか？	持病があることのみで、活動中のけがが対象とならないとはいえません。けがの原因が持病によるものなどの場合は対象となりません。
7	2	免責	損害賠償責任事故の「過失」は、「重過失」は対象でないと理解できるが、それでよいのか？	活動者等の重過失がある場合は対象となりません。
7	3	免責	地域防犯・防災・防火・交通安全等では危険度の高い事もあり得ると思われるが、すべて適用外ですか。	町内会等で取り組まれる地域防犯活動や防災・防火訓練、交通安全運動などは対象となる活動です。ご指摘の活動で危険度の高い活動としては、火災現場での防火活動や、河川の氾濫時の土壌積み作業など災害現場での活動は危険度の高い活動として対象外となります。
7	4	免責	高所作業の説明でビルの3階以上が高所となるといわれたが、法律的には2メートル以上が高所作業と位置づけられている。法律が優先されるのではないのか。	説明会でお知らせしたのは、保険会社での運用の目安です。傷害保険が、高度に危険な活動をそもそも対象としていないため、危険な活動として除外される高所作業の目安が2階を越える場所(3階以上)での活動ということです。その場合も単に高さだけではなく、角度や状況など様々な要素が加味され、個別事例で判断されますが、一応の目安をご説明いたしました。
7	5	免責	危険度の高い活動でないことについて。町内会の役員が川の樋守りをしている人もいる。仕事中は台風や大雨の時もあります。危険であってもやらなければならない場合があります。この場合は対象にしてあげられればと思いますが。	地震や津波など大型自然災害による傷害事故は対象外となっています。災害現場でのボランティアも高度に危険であるという理由で対象外となります。 しかし、通常の雨天などでの樋守りを町内会の仕事として実施されている場合は対象となります。大雨、台風とのことですが、現時点では、避難勧告がだされたもとの活動は対象外と判断しています。但し、川の氾濫などにより負傷した場合は、前者の大型自然災害ということで対象外となりますのでご注意ください。いずれにせよ、川の安全確保はかなり危険度の高いものであり、可能ならば担当される方には別途保険をかけられることをお勧めします。
8	1	補償内容 手続き	①通院の日数に、薬局へ行く日を含めるのか。 ②請求書の誤りの訂正は、すべて訂正印(捨印)で行うのか。	①含めない。通院日とはあくまで病院での診察・治療などのために要した日である。 ②軽微な誤りについては、訂正印(捨印)は不要とする
8	2	補償内容	傷害保険で、入院の際の差額ベット代や付添看護士費用などは保険金(補償金)の対象となるのでしょうか。	入院および通院保険金(補償金)の支払いは、実際にかかった費用を基準に支払いを行うものではなく、入院は1日につき3,000円、通院は1日につき2,000円を支払う定額払いです。 使途は特に制限されませんので、入院・通院に要した各種費用に適宜充当することができます。
8	3	補償内容	死亡、後遺障害、入院、通院の保険金は重複して支払われますか。	重複して支払われますが、支払い限度額は次のとおりです。 ・死亡+後遺障害 = 500万円 ・死亡+入院+通院 = 500万円+入院と通院の合計金額 ・後遺障害+入院+通院 = 500万円(限度)+入院と通院の合計金額
8	4	補償内容	手術を受けた場合補償はありますか。	手術補償はありません。日額固定の入院・通院保険金のみです。
8	5	補償内容	傷害事故時に休業補償はあるのか。	休業補償はない。傷害の場合、死亡・後遺症・入院・通院に一律の金額が支払われることとなる。

8	6	補償内容	2つの病院に通院している場合はどうなるのか。	同日に2つの病院に通院したとしても、支払われる保険金は1日分の通院補償金の2,000円のみである。 また、事務処理においては、2つの病院の領収書、保険金支給額が10万を超える場合は、それぞれの病院の診断書が必要となる。
9	1	賠償保険	発生した事故に対して団体側に賠償責任があるようなのですが、この場合保険はどうなりますか。	団体の活動計画に無理があったなど、団体に所属する活動者に対する法律上の賠償責任が、団体にまで及ぶような場合には、団体自体も対象となります。
9	2	賠償保険	子どもが事故を起こした場合は、賠償責任はどうなるのですか。	通常子どもが起こした事故に対しては、その親権者である親や、団体の指導者に対して監督責任が問われることとなります。これは子どもは責任無能力者とされ、法律上の賠償責任を負わなくてよいからです。そこで、子どもが活動中に起こした事故により、親権者や指導者が負った賠償責任は対象となります。ただし、親権者が自分の子どもにけがをさせた場合は、対象外となります。
9	3	賠償保険	団体の決めた集合場所へ自宅から自転車で行く途中、他人にぶつかりけがをさせてしまいました。活動前ですが対象になりますか。	賠償責任事故の場合は対象になりません。活動者自身の傷害事故の場合は、自宅と活動場所の一般的な経路の往復中の事故で、あらかじめその行動が予定されていたことが事業計画書や名簿等で明確に立証できる場合は対象となります。ただし、私用でどこかに立ち寄る場合には対象とならないケースもあります。
9	4	賠償保険	イベントや祭りのノボリを道路脇に設置後、風等で倒れて第三者へ被害を与えてしまった場合、補償の対象になりますか。	町内会等市民活動団体が主催する事業で設置したノボリ旗が設置後第三者に対して被害を与えてしまった場合、賠償保険の対象となります。ただし、そのイベントが宗教的な活動でないなど、市民活動保険の該当となる事業の場合ですのでご注意ください。また、目撃者などの確保が難しい場合もありますが、現場の写真をとるなど、客観的に証明できるものを提出していただくこととなります。
10	1	手続き	老人クラブの一員ですが、保険を受けるためには事前に名前などを登録する必要がありますか。	事前の登録は不要です。事故が起こった後の手続きにおいて、団体規約・事業計画・事業報告書、活動者名簿等の書類または団体の責任者や目撃者(親族以外)の証明などで、活動が市民活動保険制度の趣旨に合致したものであることが明らかであれば保険が適用されます。
10	2	手続き	賠償責任の保険金(補償金)はどの段階で請求すればよいのでしょうか。	賠償額は示談の成立もしくは裁判所の判決により確定します。したがって、その後に請求してください。 なお、原則、賠償が確定した日から30日以内に請求してください。
10	3	手続き	保険金の請求はいつするのですか。	保険金の種類によって次のようになります。 ・死亡 = 死亡の確定、および相続人の確定後。 ・後遺障害 = 後遺障害の程度が確定したあと。ただし、事故後180日までに確定しない場合には、事故後181日目における医師の診断を受けた後となります。 ・入院・通院 = すべての治療が完了した後。ただし、事故後180日を経過した場合においても、治癒しない場合は、事故後181日以後に請求することとなります。
10	4	手続き	入院・通院保険金の請求の際には必ず医師の診断書が必要ですか。	傷害事故の場合、請求額が10万円以下の場合、保険会社所定の申告書(請求書中の「治療内容」欄による)にかえることができます。 なお、賠償事故の場合は、原則、10万円以下でも医師の診断書が必要となりますので注意してください。
10	5	手続き	診断書料は保険金で支払われますか。	支払われません。 傷害の程度を立証する費用で、請求者の負担となります。
10	6	手続き	不測の事故に対応するのが保険であり、前もって計画書を作成したり、名簿をつくる ことができない場合も想定されるが対処は？	保険の対象となる事故は予測のできないものです。しかし、対象となる活動は、団体の計画的なものである必要があります。岡山市民の税金で契約した保険なので、私的な活動ではなく、公益活動について保証するものでなければいけないからです。そのため、団体や活動内容によって線を引かせていただいています。可能な限り事前の計画や名簿の作成に努めていただきますようお願いいたします。 しかし、必ずしも年間計画に記載されている必要はなく、確かに町内会の活動であると証明できるものであります。 また町内で計画したまつりの準備のための打ち合わせなど、前もって決められない場合もありますが、計画されたまつりのための準備なので、そのための会合も対象となります。

10	7	手続き	パンフレットに書かれている提出書類に活動計画書・活動報告書・活動者名簿、参加予定名簿、事業計画書、の明文化が求められていますが、書式はありますか。もしないのであれば必須項目をご教示ください。	<p>市民活動団体による計画的に実施された市民活動中の事故であることを証明する資料として例示的にあげたもので書式はありません。</p> <p>市は事故報告を受けて、まずはその団体が本保険制度の対象となる団体であるかどうかを判定します。その判定については次のような項目を確認する必要があります。</p> <p>①その団体が公益的な活動を目的とした団体であるかどうか (政治・宗教・営利を目的とした団体でないかどうか)</p> <p>②公益的な市民活動を計画的に実施している団体であるかどうか</p> <p>③活動の本拠地が岡山市内であるかどうか、</p> <p>④主に岡山市民により自主的に組織された団体であるかどうか (職場組織や職能集団、協働組合や財団法人でないことなど)</p> <p>次に、事故のあった行事が、計画的に実施されたものであるかどうか、また当該事故者が確かにその活動者であるかどうかを判定します。</p> <p>①その行事が団体において計画的に実施されたものであること</p> <p>②当該事故者が確かにその活動の活動者であったかどうか。 (まつりなどの一般参加者ではなく、運営者側であったかどうか)</p> <p>以上の内容を確認するために、団体を証明するもの、行事を証明するもの、活動者名を証明するものとして例示させていただきました。例示のような内容で明文化されていけば問題はありませんが、必ずしも例示したものでなければいけないわけではなく、上記の内容が確認できるものであれば構いません。また場合によっては、既に岡山市に届けがされているものや登録されている内容で確認できる場合もあります。</p> <p>また、町内会員全員の名簿などの提出は実際には不要です。岡山市に届けられている町内会として既に確認ができるからです</p>
10	8	手続	報告書は事故発生から30日以内に提出とあるが、30日を越えたら申請できないのか。	<p>保険金の請求の時効は3年です。しかし、市民活動保険は事前登録でなく、岡山市が被保険者となっているので、請求期間の限定がなければ、事実書確認等も困難になってくることが予測されます。他都市の同様な制度を参考にし、実施状況を検討する中で、原則30日を設定しました。しかしやむをえない理由などがあればその限りではありません。30日を越えて事故報告書が提出された場合、遅れた理由などを確認させていただきます、対象とする場合と対象とならない場合があります。</p>
10	9	手続	事業計画書など申請時に必要な書類を有していない団体もあるが、対象となるか。	<p>当該団体が市民活動団体であることを証明する資料、当該活動が計画的に実施された活動であることを証明する資料が必要です。日頃からそうした書類を整えておいていただきますようお願いいたします。また、万一書類の不備があったとしても、それにかわる方法、例えば公的機関など、第三者の証明がとれる場合は対象とすることもあります。</p>
10	11	手続	計画書と活動者名簿は事前に提出か？すべての計画を記載した計画書が必要か？	<p>事前の提出は不要です。計画書・名簿は、万一事故があったら、事故後に事故報告書に添付して提出していただくものです。</p> <p>市民活動団体であるかどうかを判断するために必要と思われるのが規約や年間計画や活動報告書、会員名簿です。岡山市に登録されている団体、例えば町内会や婦人会などは万一会員名簿や会則・計画書がなくとも、市民活動団体として判断できますので、必ずしも添付がなくても構いません。</p> <p>その活動が計画的に実施されたものであるかどうかは、その活動自体の個別計画書であったり、町内回覧した案内などで確認させていただきます。</p> <p>つまり必ずしも団体の年間計画に掲載されていなければいけないわけではありません。団体の活動として事前に確認されていたものかどうか分かれれば対象となります。</p> <p>そのケガをした人が確かにその活動の活動者であるかどうかを判断するのが、参加者名簿などですが、町内会の一斉清掃などのようにすべての住民を対象とする場合などは名簿の提出は不要です。また町内の一斉清掃に一時帰国していた家族などが参加した場合も、その人が参加していたことを客観的に証明(家族・親族以外)されれば対象となります。</p> <p>ボランティア名簿として事前に把握されている必要があるのは、その活動者が活動場所に向かう途上で事故をした場合です。その方が確かに活動に来る予定だったことが客観的に証明できることが必要です。</p>
11	1	他の保険	子ども会育成会で加入している保険との整合性は？二重加入しても一方しか保険給付されないのでは？	<p>子ども会育成会の保険は育成者だけでなく子どもも対象にし、すべての子ども会活動を対象としていますが、市民活動保険は子どもたちの世話をする育成者や行事の企画運営を行う子どもの役員やリーダー、会活動を支援する中学生、高校生のジュニアリーダーなどボランティアに限定されます。二重加入しても傷害保険は両方とも支払われます。賠償保険については賠償額が按分されます。</p>
11	2	他の保険	一般市民が参加する事業を市民活動団体で主催する場合に、事業全体でイベント保険(レクリエーション保険)等に加入することがありますが、その場合は、一般参加者だけをイベント保険の加入者にして、市民活動団体のスタッフは市民活動保険制度を利用するという整理でよいか。	<p>補償内容、金額に差異が生ずることとなる可能性がありますので、主催者で判断していただくこととなります。傷害保険は複数の保険を併用してもそれぞれ保険金は支払われます。賠償保険は按分されます。</p>

11	3	他の保険	町内会で、安全・安心ネットワーク活動として学童の下校時に町内の危険交差点での交通見守り(旗当番)を行っている。週3日、見守り隊員10名に対して、町内会としてボランティア保険に加入している。今後は保険制度適用ならば、ボランティア保険に加入することは不要ではないか。	町内会が実施する見守り活動は市民活動保険の対象となります。ただし、ボランティア保険に比べて補償の内容が低いので(入院1日3000円など)、補償内容を確認の上、ご検討ください。 今年度は、既に加入済みと思われるので、万一事故があった場合は、社会福祉協議会と岡山市の両方に事故報告し、請求していただくことになります。
11	4	他の保険	既存の運動会保険と重複して適用されますか？	岡山市の傷害保険は他の傷害保険をかけられていても対象となります。「既存の運動会保険」というのがどのような制度が判りかねますが、他の保険との併用はできないとの特別の規定がない限りは対象となるものと考えます。ただし、賠償保険は、法的に賠償額が確定するものであり、複数の保険をかけられていても賠償すべき額しかできません。また、市民活動保険の傷害保険は、運動会などの場合、対象は運動会を準備・運営する人に限られます。競技に出場された方や観客は対象外となりますのでご注意ください。
11	5	他の保険	3月末にボランティア保険に加入しているが、お金は返金していただけますか。	社会福祉協議会のボランティア保険に加入をされているのではないかと推察します。一旦加入された保険について、既に手続きを済ませ、4月1日から保険の効力を発揮していることと思います。保険金の返金はできないと思います。 傷害保険は通常併用されますので、万一事故があった場合、ボランティア保険へも請求し、市民活動保険でも請求していただくことが可能です。例えば入院をしてしまった場合に市民活動保険では1日3000円の保険金しかできませんが、ボランティア保険ならば恐らく6500円ではないでしょうか。合計9500円になりますので、より手厚い補償と考えいただけたいのでしょうか。賠償保険については保険の併用はありません。 今年度は併用し、来年度について、それほど高い補償が不要であれば、市民活動保険だけでよとすることは団体でご判断いただけたらと思います。いずれにせよ、補償内容をよくご確認の上決定してください。
11	6	他の保険	町内会の子ども会として、町内の保険にかけただけのがよいか、市民活動保険でよいか	廃品回収やラジオ体操をされている子ども会であるとのことなので、子ども会として市民活動保険の対象となる市民活動団体であるといえます。ただし、万一事故があったときに、貴団体が、計画的に活動を行う子ども会であるということを証明する資料が必要になります。次の様な方法があります。 ①事故報告書に、会の規約、名簿、事業実績、事業計画などを添付していただくことで、内容をみさせていただき、子ども会であるかどうかを判断します。 ②岡山市に登録されていれば(岡山市子連に登録)、特に資料の添付はなくても、こちらで登録を確認して、子ども会であると判断します。 ③町内会の子ども部という位置づけで、町内会長の証明により判断します。 いずれの形で対象とすることができます。 また、補償内容が市民活動保険で充分かどうかを別にご検討ください。別紙の比較表をみていただければ内容比較ができると思います。 岡山市の市民活動保険は傷害保険については、低額な補償です。通院した日数により、1日2000円となっています。一番補償が手厚いのは、やはり、治療費がほぼ全額で子ども会の安全会だと思えます。市民活動保険の場合、廃品回収などのボランティア活動は子どもたちも対象となりますが、ラジオ体操などは子どもたちは参加者であり、対象とはなりません。子ども会安全会はすべて対象となります。 子どもたちの活動をすべて網羅しようと思ったら市民活動保険だけでは足りないことになります。 内容をご検討の上、他の保険をかけるかどうかはご判断ください。他の保険に加入されていても傷害保険は併用になりますので、万一事故があった場合は、上の①～③のいずれかの方法で事故報告を提出してください。
11	7	他の保険	備前県民局のアダプト事業で地区主催草刈を実施し、そちらに保険の届出も行っているが、事故が発生したら重複届出が可能か。	町内会として計画的に実施した草刈活動中の事故であるので市民活動保険の対象となります。県のアダプト事業の保険については詳細は答えできませんが、一般的に傷害保険は併用されるので、万一事故があった場合には、両方に報告していただくことになります。
11	8	他の保険	町内会活動傷害共済制度に加入しているが、本制度の相違及び重複した場合支払は可能か。	保障金額は大きく異なります。例えば町内会活動傷害共済制度では死亡2000万ですが、市民活動保険は500万です。また、町内会活動傷害共済には、手術保険や突然死葬祭費用などがついていますが、賠償保険の免責(自己負担)がないのも市民活動保険より優れているところです。保険料を払って、個別の名前で事前加入する町内会の共済制度のほうが、内容的にはもちろん充実しているといえます。なお、傷害保険については両方に請求することが可能です。

11	9	他の保険	賠償保険の場合、他の保険制度と按分されるとあるが具体的に説明してください。町内会活動ボランティア保険に加入しています。双方から補償がうけられるかどうかです。	賠償事故の場合は被害者に支払われる保険金額は、損害額であり、複数の保険会社からいずれもから同額が支払われるものではありません。次のように按分となります。○重複保険契約がある場合は、それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した保険金(補償金)の割合で損害額を按分します。合計金額が損害の額を超えるときは、本保険制度における保険金(補償金)の合計額に対する割合によって保険金額(補償金額)が決定されます。 <計算例1>(自己負担額を考慮していません。) 損害賠償事故による損害額が5000万円。市民活動保険 身体賠償限度額1億円、他の損害保険 身体賠償保険額4億円の場合は、 ○市民活動保険による支払額 $5000万円 \times 5000万円 / (5000万+5000万) = 2,500万円$ ○他の保険による支払額 $5000万円 \times 5000万円 / (5000万+5000万) = 2,500万円$ <計算例2>(自己負担額を考慮していません。) 損害賠償事故による損害額 3億円。市民活動保険 身体賠償限度額1億円 他の損害保険 身体賠償保険額4億円の場合は ○市民活動保険による支払額 $3億円 \times 1億 / (1億+4億) = 6000万円$ ○他の保険による支払額 $3億円 \times 4億 / (1億+4億) = 2億4000万円$ * 傷害事故の場合は、支払い限度額の範囲で、他の傷害保険に関係なく本保険から通常額が支払われます。
12	1	傷害内容	活動中、頭を強く打ったので念のため病院で検査を受けました。結果として、幸いにも異常は認められませんでした。この場合、対象となりますか。	検査と治療とは異なるものであり、検査のみの場合は対象となりません。ただし、検査後に治療を受けた場合は、検査に要した日数分も支払われることがあります。
12	2	傷害内容	対象となる傷害とはどのようなものですか。また、対象にならない傷害とはどのようなものですか。	「傷害」とは、原則、「けが(急激かつ偶然な外来の事故によるもの)」をいいます。 なお、「急激かつ偶然な外来の事故」とは、危険を予想できず回避できない状況で、危険発生の原因が活動者の身体に内在するものではない事故のことです。 次のようなものは、「急激かつ偶然な外来の事故」ではないので対象外です。 ・靴擦れ、しもやけ、凍傷 ・心臓疾患があるにもかかわらず、水に飛び込み心臓麻痺を起こした。 ・ピッチャーが長年の間に肩を痛めた。 など
12	3	傷害内容	食中毒は傷害の対象になりますか。	細菌性食中毒(O-157、サルモネラ菌、病原性断腸菌などによる食中毒)、自然毒食中毒(ふぐ、きのこなどによる食中毒)や化学性食中毒(残留農薬、人工着色料、殺菌料などによる食中毒)は対象となります。
12	4	傷害内容	いったん治癒したと思った傷口がまた悪化し、別の医師の治療を受けました。この場合も対象となりますか。	前のけがが原因で再度具合が悪くなった点について、医師の証明が得られるものについては対象となります。 ただし、保険金支払いの対象となる期間は、事故の日から180日間が限度であり、前の治療分と合わせて、通院の場合は90日、入院の場合は180日がそれぞれの限度となります。
12	5	傷害内容	活動中の熱中症は対象となるか。	対象としています。一定の状況がつづくことで発症するという意味では、「急激かつ偶然」とはいえないとの判断もありますが、自覚症状がないまま状況の悪化を招くという観点から予測、予防しえない可能性が大ということで対象としました。
13	6	傷害内容	ハチやマダニによるケガも対象となるか。	蜂の巣を直接たたくなど故意の行為でないならば対象となります。なお、傷害事故は「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害を対象としているので、例えば家庭のみやダニなどについては急激で偶然とは言い難く対象とならない可能性があります。
13	7	傷害内容	雷に打たれた場合や竜巻、突風によりケガをした場合は、対象となるか。	一般的に天災は対象外であるが、地震等の広域性のある天災ではないので対象となる。
13	8	傷害内容	まむしや蜂によるけがも対象となるか。	「急激かつ偶然な外来の事故」であり、対象となります。

14	1	その他	事前登録もなく掛け金も0ということは運用資金は市税ですか	税金により、市が、保険会社と契約をしています。ですから税金での運用ではなく、通常の保険契約となります。通常の保険契約ですから、支払は保険会社が行います。今年度事故が多発し、保険金の支払額が多くなれば、来年度の保険料(保険契約額)が増額することになります。きちんと補償額をお支払することはもちろんですが、あわせて事故のない市民活動をすすめていただきますよう重ねてお願い申し上げます。
14	2	その他	賠償保険について、相手側との交渉を行う代理人契約はあるか。	ありません。相手との交渉は基本的には本人あるいは団体で行います。ただし、事前に保険会社に連絡をするとともに、必要な助言をうけることはできます。
14	3	その他	岡山市が保険会社を運営するのですか？申込不要で全市民が対象(他市民も含む)で岡山市が事故報告により、審査・認定を実施、その後岡山市がその費用を保険会社に請求とあるが、誰が判定するのか？	岡山市が市民活動を補償する制度をつくり、保険会社と契約しています。当該事故が市民活動団体の活動中の事故であるか否かなど、本制度の対象となるかならないかについては、要綱・約款にてらし、保険会社との協議も行い岡山市が判定します。また、対象となる事故であっても、保険の免責にあたらぬかどうかなど、保険会社の調査を経て、支払は決定します。